

災害による町税の減免・猶予・期限延長制度のご案内

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

今回の震災に限らず、税務課では、災害（震災、風水害、火災など）により被害にあわれた場合、納めるべき町税や国民健康保険税の減免・猶予・申告期限等の延長のご相談を受け付けています。

●対象となる税目

- 個人町県民税
- 法人町民税
- 固定資産税（土地、家屋、償却資産）
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- ※法人町民税は、猶予、申告期限等の延長のみ対象。

●対象となる主な状況

- 納税者やご家族が災害により死亡したり、障害を負ったりした場合
- 災害により住宅、家財、土地、家屋などに一定以上の損害を受けた場合
- 軽自動車などが滅失、または使用不能となった場合
- 災害により生活保護法による生活扶助を受けることとなった場合

●手続き

町税務課への申請手続きが必要となります。詳細な条件や申請期限、必要書類などについては、お早めに町税務課までご相談ください。

詳しくはこちら▶



住民票など一部の証明書手数料を免除します

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

令和 8 年熊本地震で罹災証明書を交付された人で、住民票などの証明書を災害に関する手続きに使用する場合、は手数料を免除します。

●対象者

- 災害に関する手続きで国や地方公共団体などの公的機関や損害保険などに証明書を利用する人
- ※罹災証明書が半壊以上の場合は、印鑑登録証の再交付や改印を 1 回限り手数料を免除

●必要書類

- 罹災証明書（コピー可）
- 身分証明書（マイナンバーカードなど）
- 印鑑証明書は、印鑑登録証かマイナンバーカード

●免除期限

12 月 28 日（月）

詳しくはこちら▶



コンビニ交付サービスでは
証明書手数料は免除できません



証明書の手数料免除は窓口での申請が必要となります。コンビニ交付サービスやらくらく証明書交付サービスでは免除できませんのでご注意ください。後からの返金もできませんので併せてご注意ください。

免除する証明書と手数料

対象証明書	免除する手数料	免除制限
住民票、住民票記載事項証明書	300 円	制限なし
印鑑登録証明書		罹災証明書が 半壊以上（1 回のみ）
印鑑登録（新規登録）		
印鑑登録（改印）、印鑑登録（証の再交付）	500 円	制限なし
所得証明書、課税台帳記載事項証明書、納税証明書 評価証明書、公課証明書、無資産証明書、名寄帳	300 円	

令和 8 年熊本地震支援情報

令和8年熊本地震を受けて

このたびの令和 8 年熊本地震により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
また、発災直後から避難や復旧活動などにご協力いただいた地域の皆さま、消防団、関係機関の皆さまをはじめ、町内外から温かいご支援をお寄せいただいた多くの皆さまに、心より感謝申し上げます。
町では、発災直後から被害状況の把握や応急対応、避難所の開設にあたるとともに、罹災・被災証明の申請受付やワンストップ窓口の開設、災害ごみへの対応など、被災された皆さまの生活再建に向けた支援を進めてまいりました。今後も、被災された皆さまの生活再建を支えるとともに、復旧に時間を要する施設等についても対応を進め、一日も早く安心した日常を取り戻せるよう、一つひとつ着実に取り組んでまいります。

令和 8 年 9 月 大津町長 金田 英樹

お困りの内容から
支援情報を探せます

P2- 証明書の手続き
P3- 税金・証明書手数料
P4- 医療介護など

P5- 生活再建
P6- 生活資金
P7- 弔慰・義援・見舞金・相談など

※制度ごとに対象要件が異なります。詳しくは各制度の記事をご確認ください

罹災証明書



住んでいる住宅の「被害の程度」を証明します

- 原則として、町が現地確認を行います。
- 軽微な被害で、写真から「一部損壊」と判断でき、その判定に同意いただける場合は、現地確認を省略できることがあります。
- 写真で判定できる場合も、確認と判定が必要なため、発行まで一定の時間がかかります。

※被害状況がわかる写真をお持ちいただくと手続きがスムーズです。

お持ちいただくもの



本人確認書類



被害状況が
分かる写真



代理人が申請する
場合は委任状

オンライン
申請はこちら▼



詳しくは
こちら▼



事業者向けの「罹災証明書」を発行しています

事業者向けに、被害認定区分の記載のない「罹災証明書」を発行します。
事務所や倉庫、機械設備など、地震による被害を受けられた事業者の方で、保険や補助金等のため「罹災証明書」が必要な場合は、申請をお願いします。

問い合わせ 農政課☎096(293)3116
企業振興課☎096(293)5775
商業観光課☎096(293)3115

●申し込みフォームでの申請の場合

土曜日・日曜日、祝日を除く翌々開庁日にお渡しができます

●役場窓口へ来庁して申請の場合

即日お渡しします
申請場所：役場 2 階 産業振興部

※お渡しの日数は目安です。申請の内容によって確認が必要な場合などは、お時間をいただく場合があります。

※申請には被害状況の写真が必要です。来庁して申請される場合は、写真を必ずお持ちください。

申し込み
フォーム▼

